

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見3</p> <p>①区側と「調和」と言っているが 具体的対応が何も説明されていない。 「中間報告」の基本的考え方の（6）項に「23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を充分把握した上で改定する」（2頁）と書かれています。一方「概要」では、「国、都、23区の計画との調和を図り策定する」と「内容を把握したうえで改定する」が「調和を図り策定する」とあいまいにしています。「とことん」の資料では より曖昧になり、23区と一組および都は「提携」としか書かれていません。</p> <p>「中間報告」には「23区の計画の内容を充分把握して改定する」としているのに、（職員A、B）の質問への回答も とことん討論会での（職員C）の説明も 2回の説明会の意見交換会でも、23区の計画の内容を“充分把握”していなかった、出来なかった して来なかったが為に 私には以下のような はぐらかした お答えしか出来なかったのだらうと思います。</p> <p>私は「概要」の「調和」に基づき再度 （職員A、B）に質問させて頂きましたが、今回「中間報告」を読み、一組は23区民に この内容の説明に対して その責任を曖昧にする表現をしていることに気付きました。</p> <p>私は5回の学習会を経て、「基本計画」は廃掃法6条（一般廃棄物処理計画）に則り策定する必要があるのに、一組はこれに抵触する措置を取っている恐れが強いことを知りました。</p> <p>廃掃法6条に則ると「ごみ・し尿の収集・運搬を担う」23区は6条の2の一～四項に従い、「一般廃棄物の発生量及び処理の見込み」（一項）と、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」（二項）を策定する役割を担うこととなります。それで23区は一項にいう「基本計画」と二項にいう</p>	<p>① 「区側と「調和」と言っているが 具体的対応が何も説明されていない。」また、「23区と充分話し合い、ごみ量予測の食い違いを「調和」された基本計画にされることを強くお願いいたします。」との御意見ですが、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は、23区の分別収集区分に沿って排出されるごみを中間処理するための施設と処理能力を確保したうえで、各区の収集・運搬にも配慮したものとしています。また、最終処分場の延命化についても、清掃一組に課せられた役割に対し、最大限の取組を実施するなど、23区の清掃事業と十分調和したものとしています。</p> <p>「ごみ量予測の食い違い」に関しては、多くの区が一般廃棄物処理基本計画に記載しているごみ量は、様々な取組によって達成される、または達成すべき「目標値」であると考えています。一方、</p> <p>——なお、清掃一組のごみ量予測値は、排出されるごみを確実に処理する責任を果たすという観点から、各区が実施した様々な施策の結果が反映されたごみ量実績値を踏まえて推計した「予測値」ものであり、各区の目標値とは性格が異なるものであると考えています。このようなことから清掃一組の「予測値」については、23区委員を含めて構成される検討委員会での検討を経て、23区にも報告し、子承を得ています。これらの経過や資料については、清掃一組ホームページにおいて公開しています。</p> <p>なお、廃棄物処理法第6条に抵触、一人あたりの排出量の食い違い、23区と一組の役割分担などの御意見については、以下のとおりです。</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>「減量計画」の2つの計画を策定していると理解しました。</p> <p>一方「ごみ・し尿の中間処理を担う」一組は、法第6条の五項「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」に則った基本計画を策定することになります。即ち23区から持ち込まれたごみの中間処理計画を策定する役割を担うことになるので、一組の基本計画では「中間処理計画」に該当する第6章「清掃工場の施設整備計画」が最重要事項に位置づけられ、(職員A、B、C)も強調しておられました。</p> <p>その際、施設規模を精度よく決める必要があるので、第5章では「ごみ量予測」をしています。この予測に基づく施設が適正規模になり基本方針(4)を満たすからだと思います。</p> <p>ところが廃掃法によると「ごみ量予測」は一組でなく23区の基本的役割であるから、一組がこの予測をする場合「23区の計画の内容を充分把握した」上で23区と必要十分な検討を行い区側の計画との「調和」を図る必要があると思います。ところが私は「中間報告」や(職員A、B、C)の説明では「調和」が図られていないのでは?という疑問を持ったので以下の2つの質問を(職員A、B)に再度しました。</p> <p>1) 一組と練馬区の一人あたりの排出量の食い違い</p> <p>私は練馬区の平成32年度の収集ごみ量が470g/人・日になっているのに対し、一組の(職員C)は同年度のそれが609g/人・日となっていると言われたので、「調和」が取れていない疑いがあると思いました。それで(職員A、B)にこれに関する質問をしました。ところが(職員A、B)は、一組が609gにした根拠は答えになりましたが、練馬区の470gとの食い違いをどのように「調和」させた結果なのかについては全くお答えになっていません。また他の22区が策定した32年度の値とも食い違っている恐れは充分あると思いますが、これらとどのように「調和」を図られたのかも お答えになってい</p>	<p>「廃掃法6条（一般廃棄物処理計画）に則り策定する必要があるのに、一組はこれに抵触する措置を取っている恐れが強い」との御意見ですが、廃棄物処理法第6条では、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。23区における清掃事業は、23区、清掃一組が役割を分担して実施していることから、それぞれの役割において計画を策定する必要があると考えており、清掃一組は、ごみの中間処理を23区全域で共同処理するために必要な事項を計画として定めています。なお、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理基本計画に定める内容は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 <p>「1) 一組と練馬区の一人あたりの排出量の食い違い」において「練馬区の平成32年度の収集ごみ量が470g/人・日になっているのに対し、一組の(職員C)は同年度のそれが609g/人・日となっていると言われたので、「調和」が取れていない疑いがあると思いました。」との御意見ですが、国の循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物の減量化について、取組指標及び数値目標を定めています。第三次計画（平成25年5月）における取組指標及び数値目標は以下のとおりです。</p> <p>ア 一人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成32年度において、平成12年度比で約25%減とすることを目標とする。</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>ません。</p> <p>私の住む豊島区の18年度の家庭ごみの予測量は787g、40年度は436gですから、この間比例的に減らすとすると途中の32年度では564gになり、やはり609gよりも45g少なくなっています。2014年6月の減量目標を各区のHPから抜粋し、(個人名)が一覧にされブログに載せておられます。23区民は家庭ごみを中心ですが足元からの減量に向けての努力をしています。しかし、清掃一部事務組合は独自の処理計画の策定を進めています。今後はまず、各区とのごみ処理計画の調整が出来るような算定方法等の手法を検討し、それに基づいて作成すべきです。</p> <p>2) 23区と一組の役割分担</p> <p>23区は廃掃法6条により基本計画と減量計画を策定する際、排出量予測と減量予測をきちんとすることが求められます。ところが(職員A、B)は5月27日の回答では目標年度が各区によって違っていたり、予測精度に問題があるので、一組はこれらの値を使わず別に予測したと述べるだけで、この違いをどのように「調和」させたのか、全くお答えになっていませんでした。</p> <p>私は一組が「ごみ量予測」をされることは問題がないと思いますが、23区の「ごみ量予測」に問題があるからと言って「調和」を図らないのは、廃掃法6条に抵触することになり、23区の努力を無にすることになるので、廃掃法6条にいう役割分担を尊重して欲しいと思い以下の質問をしました。</p> <p>『23区と一組の役割分担に従い、23区は収集運搬に関する基本計画と減量計画を策定する。一組はこれを受けて、23区との食い違いや問題点の有無を検討し、各区に修正してもらった結果を受けて搬入基本計画を立てるのが正当な役割分担だと思います。中間報告はこの原則に基づいた基本計画になってないと思います。』と。</p> <p>それに対する(職員A、B)のお答えは、廃掃法では一部事務組合も市町</p>	<p>イ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた)を平成32年度において、平成12年度比で約25%減とすることを目標とする。</p> <p>ウ 事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減とすることを目標とする。</p> <p>清掃一組が示した609g/人・日は、上記イに該当します。これは区収集ごみ量を家庭ごみとして、平成12年度の区収集ごみ量の総量(実績)を23区の人口で除して算出した812g/人・日から、循環型社会形成推進基本計画の平成32年度目標25%減とした場合の一人当たりの平均排出量を609g/人・日と算出したものです。609g/人・日は、清掃一組のごみ量予測における一人当たりの原単位ではありません。</p> <p>練馬区の平成32年度470g/人・日は練馬区民一人当たり平均のもので、練馬区が設定した数値(目標値)です。</p> <p>なお、平成25年度の23区における区収集ごみの一人当たり平均排出量は、区の減量施策の推進や区民や事業者の方々の努力により565g/人・日と国の平成32年度目標(平成12年度比約25%減(609g/人・日))を達成しています。</p> <p>「2) 23区と一組の役割分担」の中で「予測精度に問題があるので、一組はこれらの値を使わず別に予測した」との御意見ですが、予測精度に問題があるとは、説明していません。各区の一般廃棄物処理基本計画では、清掃一組の計画最終年度である平成41年度までの予測(目標)がないこと、区収集ごみの予測(目標)はあるが、持込ごみ量の予測(目標)がない区があるなど、清掃一組で実施するごみ量予測の基礎データとして使用することが困難であることなどを説明しました。</p> <p>なお、区の目標値と清掃一組の予測値については、本意見に対する当組</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>村に含まれるので廃掃法第6条の一項に基づく基本計画（具体的にはごみ量予測）を策定してもよい。ただし「計画内容に齟齬が生じないように各事業主体との相互調整を行うこととされています。」との回答で、「各事業主体」（23区のことだと思います）との相互調整（調和を図ることだと思います）を行った経過や結果は全く答えておりません。単に『計画改定検討委員会には23区の清掃主管部・課長が委員として参画しています。』と言うだけで、私が尋ねた一組のごみ量予測値と23区が各々したはずの各区分のごみ量予測の食い違いの有無や その程度、その違いの「調和」方法には何も答えて頂いていません。</p> <p>結局 1) 項および2) 項の回答も、基本方針の6項「23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を充分把握した上で改訂する」ことを怠った「中間報告」であることを示していると思います。最終報告では6項の精神を活かし、23区と充分話し合い ごみ量予測の食い違いを「調和」された基本計画にされることを強くお願いします。</p>	<p>合の考え方の①で説明したとおりです。</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>③違法ごみ搬入防止策について</p> <p>一組では水銀含有ごみが搬入されているのに 排出元が未だに特定できず 排出者責任を問うことが出来ず、基本的問題解決が出来ぬまま 廃プラスチックの混焼以後 何年にもわたり 何回も清掃工場が止まっているので「中間報告」ではどう書かれているか調べました。すると「概要」3項の1で(3)「不適正搬入防止対策」を行うと書いてあるだけです。大阪市では「全工場毎日抜き打ち的に事業系ごみの展開検査を実施し、違反搬入業者や排出先に厳しい指導を行っている」ことを示し、もっと具体的な施策が見える書き方にすべきであると（職員A、B）に申し上げました。ところが（職員A、B）は5月の回答では「取り組みの詳細については、現在、検討しているところです。」と回答するだけで、検討する際の基本方針は全く回答されませんでした。それで再度お尋ねすると10月には少し前進し、基本計画（原案）では次のようなことを書くつもりであるとの回答を頂きました。でもこれは具体的施策ではなく 精神的原則論だけになっています。</p> <p>一つ目は『23区と連携した一斉搬入物検査を徹底して実施する』という回答です。</p> <p>23区と どのような手法で「連携」し、どのような「一斉検査」を、どのような施策で「徹底」するのかについて より具体的な「連携」基本策を記述すべきです。</p> <p>二つ目は『悪質な不適正搬入者への指導を強化すると共に、不利益処分の実施など、条例、規則の整備について検討を行う』という回答です。これも「悪質性」の判定基準、指導主体は一組か、23区なのか、条例・規則のどの条項をどう改定するのかを明確化しないと 基本方針には値しません。基本方針とは進むべき基本的な方向を示すものだからです。</p> <p>このような具体的内容のない基本方針しか示さず、これまでには違法ごみ</p>	<p>③ 違法ごみ搬入防止策について「有効な基本方針を書き込むべき」との御意見ですが、23区と連携した一斉搬入物検査については、原案のP12に記載のとおり、より効果的な検査のあり方について、今後も23区と協議し、実施していきます。</p> <p>また、清掃一組の処理施設が独自に実施している搬入物検査や、ほぼ毎日いずれかの清掃一組の処理施設で実施している外部委託による搬入物検査についても、より効果的、効率的な実施方法を検討していきます。</p> <p>なお、悪質な不適正搬入者に対する不利益処分については、清掃工場への搬入停止や搬入承認の取消などが考えられますが、を実施する場合は23区と協議の上、清掃一組が行う実施することになります。今後、行政手続法の規定に沿って、処分基準、処分手続等について条例、規則等の整備を検討していきます。</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>② 今回の改定では、整備対象施設の焼却能力は現状と同じで、施設規模の見直しはできないとなっているが、施設周辺住民の協力があつてこそ円滑な施設運営が可能だと思うので、建替え時に規模の縮小を望む施設があれば、早め早めに協議が可能な体制づくりを検討してほしい。</p> <p>③ 施設規模の極端なアンバランス解消は確実に実施してほしい。</p>	<p>5② 「建替え時に規模の縮小を望む施設があれば、早め早めに協議が可能な体制づくりを検討してほしい。」との御意見ですが、清掃工場の円滑な運営は、日頃から周辺住民の方々の御協力あつてのものと考えています。建替えに当たっても、御理解を得られるよう、建設計画策定段階から運営協議会等で説明していきます。</p> <p>5③ 施設規模のアンバランス解消についての御意見ですが、原案P19に記載のとおり、原案では、多くの清掃工場が計画期間内に耐用年数を迎えることから、一部の清掃工場に延命化を導入することで、計画期間中の焼却能力が確保され、ごみの安定したごみ処理が可能となりました。が、このように、原案ではアンバランス解消に向けた施設規模の見直しはできませんでした。が、しかしながら、施設規模の極端なアンバランスの解消は、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から重要な事項であり、御意見のとおり、大規模工場の延命化後の建替え時における規模縮小など、アンバランス解消に引き続き取り組んでいきます。</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>(2) 清掃工場建替え時には処理能力を低くし、ごみ減に即、対応出来るよう複数炉にしてほしい。</p> <p>① 江戸川区 300t×2 炉→250t×2 炉、北区 600t×1 炉→300t×2 炉など港区のように予備炉をもって炉の延命化をはかってほしい。</p> <p>② 港清掃工場の「1 炉予備炉」記載がない事が多くなった。</p>	<p>(2) 「清掃工場建替え時には処理能力を低くし、ごみ減に即、対応出来るよう複数炉にしてほしい。」との御意見ですが、原案でのごみ量予測では、実績等を踏まえて減少と予測しましたが、清掃工場の施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成 30 年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することで、としました。その結果、計画期間中の焼却能力が確保され、ごみの安定したごみ処理が可能となりました。が、施設規模の見直しはできませんでした。</p> <p>施設規模の縮小については、今後、原案以上に大幅なごみ減量が達成され、長期にわたり焼却能力に余裕が生じる場合には、計画改定時に検討することも可能と考えています。</p> <p>複数炉の清掃工場であることは、定期点検補修時などにもある程度、ごみの搬入が継続できるなど、多くのメリットがあると考えていますが、複数炉の清掃工場の建設には同規模の 1 炉工場と比較し、大きな敷地面積や経費が必要となることから、現在の清掃一組施設には、やむを得ず 1 炉になっている清掃工場があります。</p> <p>予備炉については、各清掃工場において相互に補完できること、また多額の経費を要することから整備する考えはありません。</p> <p>なお、港清掃工場については、平成 24 年 2 月から練馬、杉並工場建替工事に伴い焼却能力を確保するため、地元の皆様の御理解を得ながら、2 炉稼働から 3 炉稼働としています。</p>

パブリックコメントの御意見と当組合の考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>③5 清掃工場の施設整備計画について</p> <p>4のごみ量予測では年々減少としているのに、焼却工場を建て替える時には焼却炉の能力が変わらないのはおかしい。現状 600 t なら 500 t へ、300 t なら 200 t などと減らしていくのが当然だと思う。安定稼働に必要な焼却余力の確保と云っては、焼却量は減らない。現に、港清掃工場では3炉あるうちの1炉は予備炉と住民と協定が結ばれていたが、他区の清掃工場の建て替えのための受け入れや災害廃棄物の受け入れなどで常時3炉稼働になっている。本当に焼却量を減らしたいのなら、焼却能力を減らすことを強く要望する。</p>	<p>③ 「ごみ量予測では年々減少としているのに、焼却工場を建て替える時には焼却炉の能力が変わらないのはおかしい。」との御意見ですが、原案でのごみ量予測では、実績等を踏まえて減少と予測しましたが、清掃工場の施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成 30 年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することで、としました。その結果、計画期間中の焼却能力が確保され、ごみの安定したごみ処理が可能となりました。が、施設規模の見直しはできませんでした。</p> <p>施設規模の縮小については、今後、原案以上に大幅なごみ減量が達成され、長期にわたり焼却能力に余裕が生じる場合には、計画改定時に検討することも可能と考えています。</p> <p>焼却量を減らすための焼却能力の削減への御要望については、清掃一組の基本的な役割は、日々大量に排出される一般廃棄物を適正に処理することであると考えていますので、この役割を果たすために適切な焼却能力を確保することは重要であると考えています。</p> <p>なお、ごみ量実績の推移について、総ごみ量（区収集可燃・不燃・粗大、持込）は平成 12 年度の清掃事業移管時と比較して平成 25 年度は約 20% 減であるのに対し、可燃ごみ量は約 7% 減に留まっています。また、最近では総ごみ量の減少幅が年々小さくなり、可燃ごみ量は過去 3 年間同程度に推移しています。</p> <p>清掃工場の処理量については、当面、ごみ量予測値と同様に減少しますが、最終処分量削減の取組として、現在は埋立処分している不燃ごみ処理残さの可燃分の焼却などを見込んでいるため、この取組の進捗により、若干増加していきます。</p>